

生物多様性影響評価検討会運営要領

平成16年 1月14日
改正 平成25年 2月26日
改正 平成27年10月 1日

農林水産省農林水産技術会議事務局
環境省自然環境局

遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律第4条第4項及び第7条第2項（第9条第4項で準用する場合を含む。）に基づく学識経験者からの意見の聴取のうち、農林水産大臣がその生産又は流通を所管する遺伝子組換え生物等に係るものについては、以下の検討会の運営により行うものとする。

- 1 申請者から農林水産省及び環境省に対して、第一種使用規程についての承認申請があった際には、農林水産省農林水産技術会議事務局長及び環境省自然環境局長は共同で、農林水産大臣及び環境大臣が公表した名簿に掲げられている者からなる「生物多様性影響評価検討会」（以下、「検討会」という。）を開催して学識経験者の意見を聴取することとする。
- 2 1の意見聴取は、
 - (1) 申請された第一種使用規程について、第一種使用等をする遺伝子組換え生物等の特性に関し知見を有する専門家及び遺伝子組換え生物等の第一種使用等によって影響を受ける可能性のある生物、生態系等に関し知見を有する専門家が専門的な見地から検討を行う検討会（以下、「分科会」という。）を開催し、さらに、
 - (2) 分科会の座長が報告した内容を踏まえ幅広い視点から総合的な検討を行う検討会（以下、「総合検討会」という。）を開催して行うこととする。
- 3 分科会は、「農作物分科会」、「林木分科会」、「水生生物分科会」、「微生物分科会」及び「昆虫分科会」に区分し、その開催に際しては、申請された第一種使用規程に記載されている遺伝子組換え生物等の種類を踏まえ、最も適切と思われる分科会を開催することとする。
- 4 総合検討会は、1の意見聴取に当たって必要な生物多様性影響評価情報に関する検討等を行う場合には、総合検討会のもとに農林水産大臣及び環境大臣が公表した名簿に掲げられている者からなる作業部会（以下、「作業部会」という。）を開催し、その結果に基づき検討を行うことができる。
- 5 総合検討会、分科会及び作業部会（以下、「検討会等」という。）の座長は、それぞれの検討会等の委員の互選により選出する。座長は、検討会等の議事運営に当たる。座長に事故がある時には、座長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。
- 6 農林水産省農林水産技術会議事務局長及び環境省自然環境局長は、必要に応じ、分科会に総合検討会の委員の出席を求めることができる。
- 7 検討会等の座長は、必要に応じ、農林水産省農林水産技術会議事務局長及び環境省自然環境局長の同意を得た上で、検討会等において、委員以外の専門家に意見を述べるよう求めることができることとする。
- 8 総合検討会の座長は、総合検討会の意見を取りまとめ、農林水産省農林水産技術会議事務局長及び環境省自然環境局長に報告することとする。
- 9 検討会等の庶務は、農林水産省農林水産技術会議事務局研究企画課及び環境省自然環境局野生生物課が共同して行うこととし、主たる事務担当、各委員との連絡は、農林水産省農林水産技術会議事務局研究企画課が担当する。
- 10 検討会等出席に係る旅費、謝金は、農林水産省と環境省で会議の開催ごとに交互に支払いを負担することとする。